

全国家庭福祉施策担当係長会議資料

[母子就業支援係・母子係説明資料]

【目 次】

1. 母子家庭等の就業支援対策の充実について	1
2. ひとり親に対する子育て・生活支援について	7
3. 養育費相談支援について	9
4. 母子寡婦福祉貸付金について	9
5. 平成22年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について	11
6. 安心こども基金を活用した自立支援策の積極的な実施について	11
7. 母子家庭等対策総合支援事業費の執行について	11

【関連資料】

母子家庭の母の自立支援関係事業の実施状況等	12
-----------------------	----

【通知案】

・「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」一部改正新旧対照(案)	18
・「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」一部改正新旧対照(案)	21
・「母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について」一部改正新旧対照(案)	26

平成22年3月17日(水)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

1. 母子家庭等の就業支援対策の充実について

母子家庭等自立支援対策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15年度から、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の4本柱による自立・就業に主眼を置いた総合的な自立支援策を展開しているところであるが、母子家庭の平均年間収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況に大きな変化はみられないところである。

母子家庭等の自立促進のためには、就業支援に力を入れていく必要があるが、事業ごとに見ると、未実施の自治体も多く実施自治体の間でも取組状況に差があるところである。未実施の自治体におかれては事業の空白地がなくなるよう早急に事業を開始するとともに、既に事業を実施している自治体においても、一層の積極的な取組を行うことにより、母子家庭の就業の促進が図られるようお願いする。

また、就業支援に関する施策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策を実施しており、母子家庭の母等の就業支援を推進するためには、それらの施策も効果的に活用することが必要である。福祉と雇用の連携の場については、本年2月に、生活保護受給者等就労支援事業における「生活保護受給者等就労支援事業協議会」を廃止し、構成員等を拡大した「生活福祉・就労支援協議会」を新たに都道府県等に設置することとしたので、当該協議会に積極的に参加するなど、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施にあたってはよく連携し、効果的な実施に努められたい。

(1) 母子家庭等就業・自立支援事業

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、センターの設置については全国的にサービスの体制が整ったところであるが、就業支援事業等の各メニュー事業ごとの実施状況をみると、各自治体により大きな差がある状況である。一貫した就業支援サービス等を提供するという事業の趣旨に鑑みれば、全てのセンターにおいて、全てのメニュー事業が実施されることが望ましいので、未実施のメニュー事業がある自治体におかれては、早急に実施することをお願いする。

また、センターの開所については、これまでも土日等における開所について配慮をお願いしてきたところであるが、平成22年度予算案においては、本事業のうち「就業支援事業」及び「母子家庭等地域生活支援事業」について、平日に加え土日に開所した場合に、開所日数に応じた運営費の加算を行うこととしているので、センタ

一の土日開所について積極的な実施をお願いする。

さらに、本事業の実施にあたっては、(1)職業紹介の許可の取得、(2)ホームページの開設等により効果的な事業の実施に努めるとともに、(3)相談中や講習中に子供を預かる託児コーナーの設置、(4)女性相談員の設置等、母子家庭の生活実態に即した実施が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備されたい。

イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域において就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。都道府県等におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウの一般市等への提供などその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

(2) 母子自立支援プログラム策定等事業

ア 母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じた支援が重要となる。

本事業については、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業である。そのため、『福祉から雇用へ』推進5か年計画においても、平成23年度までにプログラム策定件数を2万件とすることを目標として掲げているところであり、未実施の自治体については早急に取り組みたい。

また、平成20年度から、直ちに就業活動に移行できない母子家庭の母について、就業意欲を醸成するためにボランティア活動等を行う就業準備支援コース事業を創設しているため、各自治体におかれては、積極的な実施にご協力いただきたい。

イ 生活保護受給者等就労支援事業

母子自立支援プログラム策定等事業と関連して、児童扶養手当受給者等を対象に、ハローワークが、福祉事務所等と連携して就労支援プランを策定し、担当者制によるきめ細かな就業支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」を実施しているところであるが、本

事業については、福祉事務所等の福祉関係部門とハローワーク等の雇用関係部門間の連携が重要となることから、母子自立支援プログラム策定員等の母子家庭の支援担当者からハローワーク等に対する円滑な支援要請が行われるような体制整備等について、管内の市等も含め特段の配慮をお願いする。また、その際には、プログラム策定に当たって、予めハローワークに個人情報を提供することについて本人の同意を得た上で策定する等、円滑な支援要請が可能となるような工夫をお願いしたい。

(3) 母子家庭自立支援給付金事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

そのため、本事業のうち、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費について、より多くの母子家庭の母の資格取得を促進する観点から、安心こども基金等を活用し、平成21年6月から、①支給額を引き上げるとともに、②平成23年度末までに修学を開始した者についての支給期間を、これまでの「修業期間の最後の1/2の期間（上限18か月）」から「修業期間の全期間」に延長したところである。各自治体におかれては、引き続き、必要な予算の確保や母子家庭の母等に対する適切な周知についてお願いしたい。

また、母子家庭自立支援給付金事業については、住む場所に関係なく支援を受けることができるよう、本年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において、自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費等事業とともに、全ての都道府県、市及び福祉事務所設置町村において実施することを目標として設定したところであるので、未実施の自治体におかれては事業の空白地がなくなるよう早急に事業を開始されたい。

(4) ひとり親家庭等の在宅就業支援

ひとり親家庭等の在宅就業支援については、安心こども基金を活用した「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」により、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることとしているところである。

本事業については、昨年12月に閣議決定された「明日の安心と成

長のための緊急経済対策」において、「仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の『在宅就業』の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する」とされたことを受け、事業の運用の改善を行い、地方公共団体の策定する事業計画について、都道府県において審査・採択する仕組み（都道府県審査分）を新たに設けたところであり、先月18日に開催した全国児童福祉主管課長会議において示した事業例を参考に、積極的な実施をお願いしたい。

また、在宅就業はひとり親の自立支援のみならず、障害者や高齢者の生活も向上させる「これからの社会のセーフティーネット」としての意義や人的能力の開発や経済への貢献、環境への貢献といった「活力ある社会への貢献」、「地域づくり・地域再生への貢献」としての意義を持つように、政策として多面的な意義を持つものであり、その実施に際しては、雇用関係部局、商工関係部局等との連携に特に留意いただきたい。

(5) 公共職業訓練

公共職業訓練において、母子家庭の母等を対象とした訓練としては、①座学と実習を組み合わせた実践的な職業訓練である日本版デュアルシステム、②事務やパソコン等女性の受講ニーズが高い分野における座学中心の訓練に、託児サービスをセットして提供している委託訓練、③DVや離婚等により精神的にダメージを受けた者に配慮した特別訓練、④自立支援プログラムに基づき、就職の準備段階としての「準備講習」と職業訓練を組み合わせた「準備講習付き職業訓練」の4つを用意している。

特に平成21年度から開始した託児サービス付きの委託訓練については、訓練を申し込む際にあわせて託児サービスについても申し込むもので、受講生1人につき複数のお子さんを預かることも可能としている。

また、同じく今年度創設したDV被害者等に対する職業訓練について、職業自立を可能とするための基礎スキルであるパソコン能力を習得することを目的とし、実施機関の訓練担当者に事前研修を実施し、訓練の指導スピードもゆるやかにするなど、精神的なダメージにも配慮した訓練運営を行うとともに、託児サービスも提供している。

これらの新しい取組については、特に、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）

(6) 緊急人材育成支援事業

雇用保険を受給できない者等に対する無料の職業訓練（基金訓練）と訓練期間中の生活保障である「訓練・生活支援給付」の実施を内容とした緊急人材育成支援事業を平成21年7月から実施している。

基金訓練では、①職種に関わりなく必要なITスキル等（文書作成、表計算・図表作成等）や②医療、介護・福祉等の分野で必要とされる基本能力から実践能力を習得するための訓練を実施している。また、それと併せて、それらの訓練及びハローワークのあっせんにより公共職業訓練を受けている雇用保険を受給できない者のうち、年収等の一定の要件を満たす者について、訓練期間中の生活保障として月10万円（被扶養者家族を有する方にあつては月12万円）の「訓練・生活支援給付金」を支給しているところである。

本事業については、公共職業訓練の受講ができない場合に受講することも可能であり、また、雇用保険や訓練手当を受給できない母子家庭の母等であっても、要件に該当すれば「訓練・生活支援給付」を受給しながら訓練を受講することが可能である。

各自治体においては、公共職業訓練の各種メニューと併せて、積極的な周知をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。）

なお、申請手続きや、各地における訓練の実施状況については、厚生労働省や中央職業能力開発協会のホームページに掲載しているところである。

<関連HP>

厚生労働省HP：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/training/index.html>

中央職業能力開発協会HP：<http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html>

(7) 中小企業雇用安定化奨励金

ハローワークにおいて、有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、中小企業事業主が、正社員への転換制度を設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合等に、奨励金を支給しているところである。

本事業については、取組の一層の推進を図るため、平成22年度から支給額の引上げ等を行うこととしており、対象となる労働者が母子家庭の母である場合の支給額も引上げとなるので、各自治体におかれては、ハローワークと連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）

<支給内容>

- ・就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を設け、1人以上正社員に転換させた場合 1事業主につき40万円
- ・転換制度導入後、3年以内に2人以上、正社員に転換した場合 1労働者につき20(30[※])万円
※労働者が母子家庭の母等の場合

(8) マザーズハローワーク事業の拡充

平成18年度から、ハローワークにおいて、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による子育て情報等の提供など、就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っているところである。既存のマザーズハローワーク事業の拠点148か所(マザーズハローワーク12か所、マザーズサロン36か所、マザーズコーナー100か所)に加え、平成22年度予算案においては、新たに、ハローワーク内にマザーズコーナーを15か所設置する予定である。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。(都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。)

(9) 母子家庭の母等の積極的な雇入れについて

各自治体やその関連法人等における職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

また、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体において配慮がなされるようお願いする。

(10) 母子福祉団体に対する事業発注について

平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができることとされているところである。このことを踏まえ、母子福祉団体に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

2. ひとり親に対する子育て・生活支援について

(1) ひとり親家庭等生活支援事業の拡充について

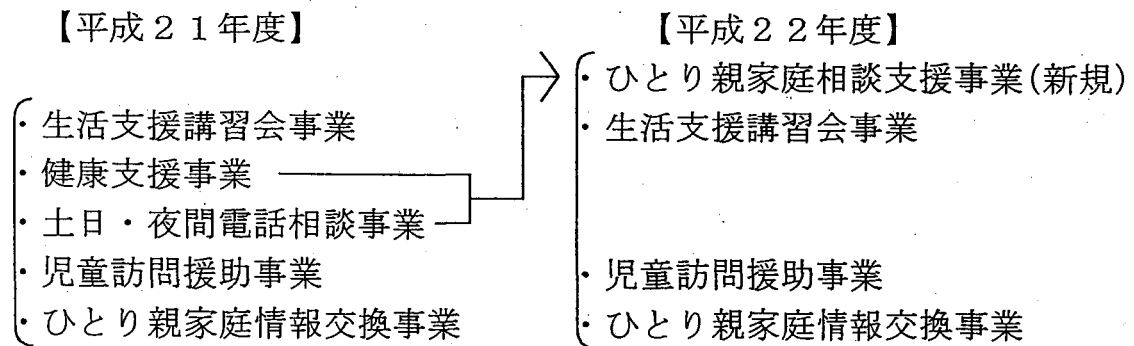
ひとり親は、ひとり親家庭となったその時から、子育てと家計の2重の負担を抱えることとなり、その生活が大きく変化するとともに、就業と家事等の日々の生活に追われ、子どもの養育や自身の健康面など様々な困難に直面することになる。

そのような課題に対応するため、生活支援講習会の開催、個々の家庭の状況に応じた健康面のアドバイス、平日夜間・休日における電話相談などを実施してきたところであるが、平成22年度から、父子家庭をはじめとする育児や家事などの生活面における相談ニーズに対する支援体制の充実のため、現行の「健康支援事業」及び「土日・夜間電話相談事業」を組み替え、それらの事業内容も含める形で、相談員を配置し、土日も含めた生活相談を実施する「ひとり親家庭相談支援事業」を創設することとしたので、各自治体におかれては積極的な取組をお願いする。

なお、これまでの「健康支援事業」及び「土日・夜間電話相談事業」と同様の事業についても、「ひとり親家庭相談支援事業」において実施することも可能であるが、ひとり親が利用しやすい事業として実施することが重要であることから、事業内容・実施日数等において地域におけるニーズを十分に把握し実施されたい。

(都道府県においては、管内の市町村に対しても十分に周知されたい。)

<ひとり親家庭相談支援事業のイメージ>



(2) 母子家庭等日常生活支援事業について

本事業は、ひとり親家庭が、修学等の自立を促進するために必要な事由や、疾病、仕事等の事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合等に家庭生活支援員を派遣等する事業であるが、本事業については、父子家庭も対象であり、就業により家計を支えながら子育てや家計を行わなければならないひとり親家庭の自立を支援する

上で大変にニーズの高い事業である。父子家庭を含め、本事業の対象者に対する周知をお願いするとともに、本事業を未実施の自治体におかれては、早急に事業を開始されたい。

(3) 保育所の優先入所等について

保育所の優先入所については、母子及び寡婦福祉法において保育所に入所する児童を選考する場合のひとり親家庭に対する特別の配慮を規定している他、「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」（平成15年3月31日雇児発第0331011号）においても、

- ①ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと
- ②都市部等の待機児童の多い地域については、特に、ひとり親に対する優先的取り扱いが徹底されるよう配慮すること
- ③ひとり親家庭のうち、離婚等の直後にある者であって生活の激変を緩和する必要があるものなど、特に自立の促進を図ることが必要と認められる最優先的に取り扱うこと
- ④ひとり親家庭が求職活動、職業訓練を行っている場合にあっては、それらの活動の日数・時間等に応じて、就業している場合と同等の状況にあるものとして優先的に取り扱うこと

をお願いしているところである。

ひとり親家庭は、その世帯構成のため、就業や求職活動、職業訓練の受講に際して、子どもを預かる場所の確保が不可欠であることから、特段の配慮を改めてお願いします。

また、放課後児童クラブの利用についても、前述の通知等により、保育所と同様に、ひとり親家庭の優先的な利用に対する配慮をお願いしているところであるので、改めて御了知いただきたい。

(都道府県においては、管内の市町村に対しても十分に周知されたい。)

(4) 子育て短期支援事業について

本事業は、保護者の疾病、仕事、育児疲れ等のために、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において短期間預かる（ショートステイ事業）、あるいは、仕事等の理由によって平日の夜間又は休日に家庭における児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設等において預かる（トワイライトステイ事業）ものである。

本事業については、本年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において、昨年実施したニーズ調査を基に、ショート

ステイ事業については870か所、トワイライトステイ事業については410か所を平成26年度の目標として設定したところであるので、積極的な実施を行うとともに、ひとり親父子家庭を含め、本事業の対象者に対する周知をお願いします。

3. 養育費相談支援について

平成19年度から、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を設置・運営しているところである。

同センターにおいては、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣も実施しているので、積極的にご活用いただきたい。

また、養育費の取得率の向上を図るため、平成19年度から、母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を配置することとしたところである。相談員については、家庭裁判所の調査官のOBなど養育費や離婚問題等に詳しい者を専任で配置することが望ましいが、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等との兼務とすることも可能であるので、未配置の自治体におかれては早急に配置をお願いします。

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談支援に関する研修会を実施しており、平成22年度においても、養育費専門相談員向けの研修会及び母子自立支援員など広く養育費の相談に従事する者向けの研修会を開催する予定であるので、各自治体におかれては、関係者が積極的に参加できるようお取り計らいいただきたい。

なお、養育費相談支援センターより、養育費の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットを各都道府県・市町村に送付しているところであるので、離婚届を提出する戸籍窓口や児童扶養手当の窓口、母子家庭等就業・自立支援センター等のひとり親が訪れる機会のある各種相談窓口等において配布する等ご活用いただきたい。

4. 母子寡婦福祉貸付金について

(1) 平成22年度における拡充について

ア 母子家庭の母等が高等学校等に通う際に必要となる費用の貸付について
母子家庭等の経済的自立のためには、安定した就業の確保が重要であり、高等技能訓練促進費による資格取得の促進等の就業支援策の推進を図っているところであるが、多くの資格については、取得

に際して高等学校の卒業が必要であり、高等学校を卒業していない母子家庭にとっては非常に厳しい状況にある。

このため、平成22年度から、母子家庭の母及び寡婦が高等学校に入学する際に必要な資金及び高等学校に就学するために必要な資金について、技能習得資金により貸し付けることを可能とするので、了知頂きたい。

イ 貸付限度額の改定について

母子寡婦福祉貸付金の各資金の貸付限度額については、毎年度、物価指数等を考慮し改定を行っているところであるが、平成22年度については、以下のとおり限度額を引き上げ、4月1日から適用することを予定しているので、御了知頂きたい。

・修学資金（専修学校（一般課程））

	【現 行】		【引上げ後】
一般分	月額30,000円	→	月額31,000円
特別分	月額45,000円	→	月額46,500円

・技能習得資金及び修業資金

	【現 行】		【引上げ後】
一般分	月額65,000円	→	月額68,000円

・就学支度資金（高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは一般課程（私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学する場合を除く。））

	【現 行】		【引上げ後】
自宅から通学する者	7万5千円	→	15万円
自宅外から通学する者	8万5千円	→	16万円

(2) 貸付の際の留意事項について

母子寡婦福祉貸付金の貸付けの償還については、平成17年度の予算執行調査により償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。

本貸付金については、平成21年6月から、貸付利率を引き下げるとともに、連帯保証人がいない場合の貸付を可能にする等の拡充を行ったところであるが、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図るといふ貸付金の制度趣旨を踏まえ、貸付けに際して、償還計画を作成し貸付内容について適性に審査するとともに、母子自立支援プログラム

策定員や母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、就業支援策と一体的に実施する等、償還率の向上に努められたい。

5. 平成22年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について

母子家庭の母の就業支援表彰については、母子家庭の母の就業支援の社会的機運を高めるため、母子家庭の母を多く雇用している企業、母子福祉団体等に事業を多く発注している事業者を対象として、平成18年度から実施しているところである。

平成22年度においても、同様に表彰を実施する予定であり、後日、推薦依頼を行うので、その際には、各自治体におかれては、母子福祉団体やハローワーク等と連携し、事業者の推薦についてよろしくお取り計らい願いたい。

6. 安心こども基金を活用した自立支援施策の積極的な実施について

母子家庭等の自立支援については、平成21年度第1次補正予算により安心こども基金を拡充し、高等技能訓練促進費の支給期間の延長やひとり親家庭が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、就業・社会活動困難者への戸別訪問等の施策の拡充を図ったところである。

これらの事業については、平成23年度までの事業について補助の対象としていることから、各自治体においても積極的な実施をお願いしたい。

7. 母子家庭等対策総合支援事業費の執行について

母子家庭等対策総合支援事業に係る平成22年度の補助金交付については、下記のスケジュールにより行うこととしている。これに伴い、交付申請の時期が大幅に早まることとなるが、早期執行の観点から御了知頂くとともに、管内市等を含め事務に遺漏がなきよう取り計らいをお願いする。

また、母子家庭等対策総合支援事業費の交付決定額の下限については、これまで定めていなかったところであるが、過去3か年度の1自治体当たりの最低交付額を参考に、平成22年度においては、1自治体当たり1万円を交付額の下限とするので御了知いただきたい。

<平成22年度における補助金交付スケジュール（予定）>

5月末	当初交付申請締切
夏頃	当初交付決定
秋頃	所要額調査
1月上旬	変更交付申請
年度末	変更交付決定

母子家庭の母の自立支援関係事業の実施状況等(平成21年10月1日現在)

		都道府県								市等		自立支援給付金事業		自立支援教育訓練給付金事業		自立支援プログラム策定等事業		母子家庭等日常生活支援事業		ひとり親家庭生活支援事業
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援教育訓練給付金事業		自立支援プログラム策定等事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業		
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業							
北海道・東北ブロック	1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎			札幌市、旭川市、函館市、小樽市、岩見沢市、美瑛市、釧路市、登別市、帯広市(7/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、釧路市(2/32)	札幌市、旭川市、函館市、小樽市、岩見沢市、美瑛市、釧路市、登別市、帯広市、伊達市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、釧路市、登別市、伊達市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、釧路市、登別市、伊達市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、釧路市、登別市、伊達市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、釧路市、登別市、伊達市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、釧路市、登別市、伊達市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、釧路市、登別市、伊達市(19/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、小樽市、岩見沢市、釧路市、登別市、伊達市(19/35)	美瑛市(1/180)
	2 青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	青森市(1/1)	(0/9)	弘前市、八戸市、むつ市(3/10)	(0/10)	青森市、弘前市(2/10)	青森市(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/40)	(0/35)			
	3 岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		盛岡市(1/13)	(県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/12)	盛岡市、八幡平市、花巻市、北上市、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、久慈市、二戸市(12/13)	盛岡市、八幡平市、北上市、一関市、陸前高田市、奥州市(6/13)	盛岡市、釜石市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	(0/35)				
	4 宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		仙台市(1/13)	仙台市(1/1)	(0/12)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(1/13)	仙台市、塩竈市(2/35)	仙台市(1/35)				
	5 秋田県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		大館市、にかほ市(2/13)	秋田市(1/1)	大仙市、北秋田市、にかほ市(3/12)	秋田市、能代市、大館市、湯沢市、湯上市、北秋田市、仙北市(7/13)	秋田市、大館市、由利本荘市、湯上市、北秋田市(5/13)	秋田市(2/13)	大館市、湯上市、大仙市(3/25)	(0/25)				
	6 山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	山形市(1/13)	-	(0/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市、天童市、東根市(8/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市(4/13)	(0/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	鶴岡市、酒田市(左記の市も含め県内の市等在住者分を県の事業対象に含め実施)(35/35)				
	7 福島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		郡山市、いわき市、須賀川市(3/13)	郡山市(いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/11)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/13)	(0/58)	(0/58)				
関東ブロック	8 茨城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鹿嶋市(1/32)		(0/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)					
	9 栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、さくら市、那須烏山市、下野市(11/14)	宇都宮市(1/1)	(0/13)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、矢板市、さくら市(7/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市(宇都宮市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	宇都宮市(1/30)					

		都道府県						市等							
		母子家庭及び専業主婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
10	群馬県	◎	◎	◎	◎	◎									
11	埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
12	千葉県	◎	◎	◎	◎	○									
13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
14	神奈川県	◎	◎	◎	◎	◎									

		都道府県							市等							
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
関東ブロック	15 新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	新潟市、長岡市、柏崎市(3/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、十日町市、燕市、佐渡市、三条市、五泉市、魚沼市、南魚沼市(11/20)	新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、燕市、南魚沼市(6/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(31/31)	(新潟市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(30/31)
	16 山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	-	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、南アルプス市、北杜市、上野原市(7/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(28/28)	(0/28)
	17 長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	長野市(1/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	飯山市、塩尻市、安曇野市(3/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市(16/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市(13/19)	小諸市(1/19)	松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市、池田町、飯島町、箕輪町、南箕輪村、筑北村、南木曾町、木曾町(22/80)	(県の事業対象に含め実施)(80/80)
	18 静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	静岡市、浜松市、沼津市(3/23)	静岡市、浜松市(2/2)	(0/21)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市(20/23)	静岡市、浜松市、焼津市、牧之原市、裾野市(5/23)	静岡市、浜松市、市以外の在住者は県の事業対象として実施)(18/37)	静岡市、湖西市(市以外の在住者は県の事業対象として実施)(16/37)
中部ブロック	19 富山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	富山市(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、水見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、水見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、水見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(15/15)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(15/15)
	20 石川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	金沢市、小松市(2/10)	金沢市(1/1)	(0/9)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(8/10)	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(7/10)	金沢市、小松市、輪島市、加賀市、能美市(5/10)	小松市、白山市、能美市、中能登町(4/19)	金沢市、小松市、白山市(金沢市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)
	21 福井県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鯖江市、越前市(2/9)	-	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町(9/17)	(県の事業対象に含め実施)(17/17)
	22 岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	関市、飛騨市(2/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(18/21)	(0/21)	岐阜市、大垣市、本巣市、下呂市(4/42)	岐阜市、可児市(2/42)
	23 愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	名古屋市長久手市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、小牧市、東海市、大府市、知多市、日進市、清須市、北名古屋市長久手市、田原市、常滑市(19/35)	名古屋市長久手市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市長久手市、弥富市(35/35)	半田市(1/31)	名古屋市長久手市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市長久手市、弥富市(30/35)	名古屋市長久手市、春日井市、大山市、小牧市、知多市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市長久手市(13/35)	名古屋市長久手市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、小牧市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市長久手市、美浜町、一色町、幸田町、小坂井町(35/61)	岡崎市、瀬戸市、半田市、春日井市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、知多市、清須市、長久手町(12/61)	

ブロック	都道府県	都道府県							市等							
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				
中部ブロック	24 三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/14)	—	(0/14)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松坂市、伊勢市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市(13/14)	桑名市、いなべ市、四日市市、津市、松坂市、鈴鹿市、熊野市、名張市(8/14)	四日市市、鈴鹿市、津市、名張市(4/14)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(29/29)	(0/29)	
	25 滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	大津市(1/1)	(0/12)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、野洲市、湖南市(3/13)	大津市(大津市以外の市等の在住者分は県の事業対象に含め実施)(26/26)	甲賀市、東近江市(市以外の在住者分は県の事業対象に含めて実施)(15/26)	
	26 京都府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	京都市、京丹後市(2/15)	京都市(1/1)	(0/14)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、京丹後市、木津川市(7/15)	京都市(京都市以外の市等時在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	京都市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、南丹市(5/26)	
	27 大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、和泉市、箕面市、柏原市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(33/34)	大阪市、堺市、高槻市、松原市、柏原市、交野市(4/30)	寝屋川市、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(31/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市(24/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪府以外の市等在住者分は府の事業対象者に含めて実施)(43/43)	大阪市、堺市、貝塚市、枚方市(大阪市、堺市、高槻市、東大阪市以外の市等在住者分は府の事業対象者に含めて実施)(41/43)		
28 兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市(4/29)	神戸市、姫路市、尼崎市(西宮市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(4/4)	(0/25)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、朝来市、淡路市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、淡路市、加東市(26/29)	神戸市、姫路市、西宮市、明石市、芦屋市、伊丹市、赤穂市、高砂市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、宍粟市(13/29)	神戸市、姫路市(左記の市、西宮市及び尼崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/41)	尼崎市、西宮市(左記の市、神戸市及び姫路市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/41)		
29 奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	桜井市、御所市、葛城市(3/13)	奈良市(1/1)	(0/12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市(左記市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	奈良市、河合町、下市町(左記市等以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	河合町(1/39)		
30 和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	和歌山市、有田市、橋本市、紀の川市、御坊市(5/9)	和歌山市(1/1)	(0/8)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、田辺市、有田市(4/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)		

都道府県	都道府県							市等							
	母子家庭及び専業主婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び専業主婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				
中国ブロック	31 鳥取県	○	◎	◎	◎	◎	◎	倉吉市(1/4)	-	(0/4)	鳥取市、倉吉市(2/4)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市(4/4)	(県の事業対象に含め実施)(4/4)	(県の事業対象に含め実施)(18/19)	(0/19)
	32 鳥取県	◎	◎	-	-	◎	◎	松江市、隠岐の島町(2/21)	-	(0/21)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫町、隠岐の島町(21/21)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫町、隠岐の島町(20/21)	浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(21/21)	(県の事業対象に含め実施)(21/21)	(県の事業対象に含め実施)(21/21)
	33 岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	岡山市、倉敷市(2/17)	岡山市(倉敷市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/15)	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、瀬戸内市、美作市(6/17)	岡山市、倉敷市、瀬戸内市(3/17)	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、美作市、(7/15)	倉敷市(岡山市、倉敷市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/27)	(0/27)
	34 広島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	広島市、福山市、呉市(3/22)	広島市、福山市(2/2)	(0/20)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町(21/22)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町(19/22)	広島市、福山市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、北広島町、大崎上島町(9/22)	広島市、三原市、府中市、三次市、坂町(5/23)	広島市、呉市(左記及び福山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(22/23)
	35 山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	下関市(1/13)	下関市(1/1)	(0/12)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市、宇部市、山陽小野田市(13/13)	下関市、宇部市、山陽小野田市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/20)	下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/20)
四国ブロック	36 徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/8)	-	(0/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)
	37 香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さぬき市(1/8)	高松市(1/1)	(0/7)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(5/8)	(高松市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(16/17)	(0/17)
	38 愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、大洲市、四国中央市、東温市(6/11)	松山市(1/1)	(0/10)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(10/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(松山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(20/20)	松山市(1/20)
	39 高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市(1/11)	高知市(1/34)	(0/34)
九州ブロック	40 福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	福岡市、北九州市、宗像市(3/28)	福岡市、北九州市、久留米市(3/3)	筑紫野市(1/25)	福岡市、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(25/28)	福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(28/28)	福岡市、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、小郡市、福津市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(11/28)	福岡市、北九州市、飯塚市、田川市、柳川市、小郡市、春日市、大野城市、宗像市、前原市、福津市、古賀市、うきは市、篠栗町、志免町、志摩町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、川崎町、那珂川町(22/66)	福岡市(1/66)

		都道府県							市等							
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				
九州ブロック	41 佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	佐賀市(1/10)	佐賀市(1/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、鎌野市、神埼市(10/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、鎌野市、神埼市(10/10)	佐賀市、伊万里市、鎌野市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(10/10)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)
	42 長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	長崎市(1/13)	長崎市(1/1)	(0/12) 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市(12/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(9/13)	長崎市(長崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(23/23)	(県の事業対象に含め実施)(23/23)
	43 熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	熊本市(1/14)	熊本市(1/1)	(0/13) 熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(12/14)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(14/14)	熊本市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、宇城市、天草市(8/14)	熊本市、八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、合志市、天草市(11/47)	熊本市(熊本市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(47/47)
	44 大分県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大分市、中津市(2/14)	大分市(県と共同実施)(1/1)	(0/13) 大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(11/14)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、宇佐市、由布市(9/14)	大分市(1/14)	大分市(大分市在住者も含め県の事業対象に含め実施)(18/18)	中津市、佐伯市、竹田市、豊後高田市(4/18)
	45 宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/9)	宮崎市(1/1)	(0/8) 宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(9/9)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(9/9)	宮崎市(1/9)	宮崎市(宮崎市以外の市等)在住者分は県の事業対象に含め実施)(28/28)	宮崎市(1/28)
	46 鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鹿児島市、出水市(2/20)	鹿児島市(1/1)	(0/19) 鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、伊佐市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、志布志市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、南九州市、長島町(17/20)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、伊佐市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、志布志市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、南九州市、長島町(17/20)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(20/20)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等)在住者分は県の事業対象に含め実施)(45/45)	鹿児島市(1/45)
	47 沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	那覇市、宜野湾市、浦添市(3/11)	—	(0/11) 那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市(11/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、名護市(5/11)	那覇市、沖縄市(2/11)	(一部の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(29/41)	(一部の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(29/41)
都道府県合計	継続して実施(◎)	45	47	46	45	41	30	23	実施状況(平成21年10月1日)							
	平成21年度中に実施又は実施に着手(○)	1	0	0	1	2	0	1	189/833 (22.7%)	59/59 (100%)	20/774 (2.6%)	749/833 (89.9%)	672/833 (80.7%)	443/833 (53.2%)	1028/1796 (57.2%)	793/1796 (44.2%)
	実施予定なし	1	0	1	1	4	17	23								

<都道府県を含む実施状況>

母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
235/880 (26.7%)	106/106 (100%)	20/774 (2.6%)	795/879 (90.4%)	718/880 (81.6%)	486/880 (55.2%)	1028/1796 (57.2%)	793/1796 (44.2%)

「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」一部改正新旧対照表（案）

○母子家庭等就業・自立支援事業について（平成20年雇児発第0722003号）

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0722003号 平成20年7月22日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業の実施について</p> <p>母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0722003号 平成20年7月22日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業の実施について</p> <p>母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の種類 (略)</p> <p>3 実施主体 (略)</p> <p>4 対象者 (略)</p> <p>5 事業の内容等 (1) センター事業 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p>母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、児童をひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行うものとする。</p> <p>さらに、母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供、<u>母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援</u>のほか、母子家庭等への講習会などを実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の種類 (略)</p> <p>3 実施主体 (略)</p> <p>4 対象者 (略)</p> <p>5 事業の内容等 (1) センター事業 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p>母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、児童をひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行うものとする。</p> <p>さらに、母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するものとする。</p> <p>なお、本事業については、父子家庭に対しても、必要な情報の提供</p>

なお、本事業については、父子家庭に対しても、必要な情報の提供や相談支援を併せて行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 母子・父子家庭の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。
- (イ) 相談指導に当たっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。
- (ウ) 事業実施に当たっては、地域の母子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。
- (エ) 特別相談は、離婚、親権等の問題、消費者金融や悪質商法など法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため専門家の助言を行うものとする。
- (オ) 養育費相談については、養育費に関する相談の他、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施するものとし、必要に応じて弁護士等の紹介、家庭裁判所等で母子家庭の母等自らが手続きする際の書類作成支援等を行うこと。
なお、養育費相談の実施に当たっては、適宜、養育費相談支援センターの助言を受ける等、同センターと連携しつつ実施すること。
- (カ) 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。
- (キ) 相談の実施に当たっては、平日夜間・土日祝日に相談を実施するほか、母子家庭の母等に対しては女性相談員の配置やDV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

(2) 一般市等事業
(略)

6 関係機関との連携等
(略)

7 国の補助
(略)

や相談支援を併せて行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 母子・父子家庭の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。
- (イ) 相談指導に当たっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。
- (ウ) 事業実施に当たっては、地域の母子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。
- (エ) 特別相談は、離婚、親権等の問題、消費者金融や悪質商法など法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため専門家の助言を行うものとする。
- (オ) 養育費相談については、養育費に関する相談の他、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施するものとし、必要に応じて弁護士等の紹介、家庭裁判所等で母子家庭の母等自らが手続きする際の書類作成支援等を行うこと。
なお、養育費相談の実施に当たっては、適宜、養育費相談支援センターの助言を受ける等、同センターと連携しつつ実施すること。
- (カ) 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。

(2) 一般市等事業
(略)

6 関係機関との連携等
(略)

7 国の補助
(略)

「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」一部改正新旧対照表（案）

○ひとり親家庭生活支援事業の実施について（平成15年6月18日雇児発第0618005号）

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発第0618005号 平成15年6月18日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業の実施について</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）の施行に伴い、母子家庭等の福祉の一層の増進を図るため、従来の「ひとり親家庭生活支援事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「ひとり親家庭生活支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成14年6月20日雇児発第0620003号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」は廃止する。</p> <p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 この事業は、母子家庭及び父子家庭（以下、「ひとり親家庭」という。）並びに寡婦は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0618005号 平成15年6月18日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業の実施について</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）の施行に伴い、母子家庭等の福祉の一層の増進を図るため、従来の「ひとり親家庭生活支援事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「ひとり親家庭生活支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成14年6月20日雇児発第0620003号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」は廃止する。</p> <p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 この事業は、母子家庭及び父子家庭（以下、「ひとり親家庭」という。）並びに寡婦は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的</p>

にも不安定な状況にある。

このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。

第2 実施主体 (略)

第3 事業の内容等

この事業は、次の1から4の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。

1 ひとり親家庭相談支援事業

(1) 事業内容

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は自身や児童の健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

そのような困難を解決し、ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親家庭等の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報の提供等を実施するものとする。

(2) 対象者

ひとり親家庭等を対象者とする。

(3) 実施方法等

ア 相談に応じる者（以下「相談員」という。）にはひとり親家庭等からの相談に対して適切な助言、指導等ができる者を選定すること。

イ 相談員は、育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行うほか、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行うこと。

また、必要がある場合には、本人の同意を得た上で、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターに相談者について情報提供を行うこと。

なお、生活一般に係る相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。

ウ 相談の実施にあたっては、相談者の来所による相談のほか、必要に応じて出張相談や訪問相談、電話相談などの方法も活用するほか、平日夜間や土日祝日においても相談に応じることのできる体制を整える等ひとり親家庭の生活実態やニーズを踏まえて実施すること。

エ 効果的な相談支援等を行うため、地域における子育て支援や就学支援等のひとり親家庭等の自立支援に活用できる施策・取組の把握に努めること。また、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取り次ぎが可能となるよう、各支援・取組の関係部署・機関との連携を図ること。

オ 相談内容・助言等の内容をまとめた相談記録を作成・保管するなど効

にも不安定な状況にある。

このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。

第2 実施主体 (略)

第3 事業の内容等

この事業は、次の1から5の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。

果的・効率的な実施に努めること。また、相談により得た情報の取扱については、機密保持の十分に配慮すること。

カ 必要に応じて相談を受けているひとり親家庭の児童を相談中に預かる託児サービスを実施すること。

(ア) 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に
応じた設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。

(ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は衛生管理等十分に配慮すること。

(エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

2 生活支援講習会等事業

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するものとする。また、ひとり親家庭等が利用しやすいよう講習会・相談を実施する際、必要がある場合には児童を預かる託児サービスを併せて提供するものとする。

(1) 事業内容

ア 生活支援講習会

生活支援講習会の講習種目は、ひとり親家庭等の生活指導等を行うために必要な、次の講習とする。

(ア)～(エ) (略)

イ 生活相談

(ア) 各種講習終了後、1のひとり親家庭相談支援事業の相談員等を活用し、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有する者による個別相談を実施する。

(イ) (略)

ウ 託児サービス

必要に応じて生活支援講習会、生活相談を受けているひとり親家庭の児童を講習会や相談中に預かる託児サービスを実施する。

(2) 対象者

ひとり親家庭等を対象者とする。

(3) 実施方法等

ア 生活支援講習会

(ア)・(イ) (略)

イ 生活相談

(ア) (略)

(イ) 生活相談にあたっては、相談者の状況に応じて適切な助言を行うと

1 生活支援講習会等事業

母子家庭等は、就労や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するとともに、個々の母子家庭等の相談に応じるものとする。また、母子家庭等が利用しやすいよう講習会・相談を実施する際、必要がある場合には児童を預かる託児サービスを併せて提供するものとする。

(1) 事業内容

ア 生活支援講習会

生活支援講習会の講習種目は、母子家庭等の生活指導等を行うために必要な、次の講習とする。

(ア)～(エ) (略)

イ 生活相談

(ア) 各種講習終了後、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有する者による個別相談を実施する。

(イ) (略)

ウ 託児サービス

必要に応じて生活支援講習会、生活相談を受けているひとり親家庭の親が扶養している児童を講習会や相談中に預かる託児サービスを実施する。

(2) 対象者

生活指導、相談を希望する母子家庭等であって、生活支援講習会の受講及び相談によって、生活の安定を図ることが見込まれると実施主体が認められた者とする。

(3) 実施方法等

ア 生活支援講習会

(ア)・(イ) (略)

イ 生活相談

(ア) (略)

(イ) 生活相談にあたっては、相談者の状況に応じて適切なアドバイスを

ともに、必要に応じて関係機関と連絡を密にすること。

(ウ)生活相談により得た情報の取扱いについては、機密保持に十分に配慮すること。

ウ 託児サービス

(ア)託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ)～(エ) (略)

(削除)

行うとともに、必要に応じて関係機関と連絡を密にすること。

(ウ)生活相談の内容は、機密保持に十分に配慮すること。

ウ 託児サービス

(ア)託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ)～(エ) (略)

2 健康支援事業

(1)事業内容

母子家庭等については、健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難状況にある。こうした負担等が要因となり体調をくずし、生活に困難が生じたり、親子関係に問題が生じるなど精神面の負担・不安が健康面や家族関係に影響し、自立を困難にしていることから、これらの者に対して精神面、身体面の健康管理に必要な助言・指導及び家族関係の調整を行うものである。

(2)対象者

生活支援講習会の際に精神的、身体的な健康問題について相談した母子家庭等であって、継続的な支援が必要と認められる者とする。

(3)実施方法等

ア 健康相談に応じる者(以下、「健康相談員」という。)には健康管理等に適切な助言、指導ができる者を選定すること。

イ 健康相談員は、対象者の居宅を個別に訪問し、適切なアドバイスをするとともに、集団指導を行うこと。また、必要に応じて医療機関等関係機関に連絡を取るなど必要な措置をとること。

ウ 健康相談員は、次の事項に留意し、指導等にあたること。

(ア)親子の愛着や情緒的な安定、生活の変遷、特有の習慣等を理解した上で、親子の健康状態の把握及び児童の成長・発達のアセスメントを行い、健康に留意した働き方の指導、健全な親子関係を育成するための助言など、より健康な生活の維持・継続のために必要な指導を行うこと。

(イ)相談者本人又は児童の疾病等と生活との関係等について、問題点を認識させ、自己理解を深めるとともに、生活の場において工夫できる内容やそのための取組について具体的に助言すること。

(ウ)地域内の各種サービスや制度の概要等の情報を収集、整理するとともに、必要に応じてこれらの情報を提供すること。

エ 健康相談員は、相談に応じた場合にはその内容・指示事項等を記載した記録を作成しておくこと。

オ 健康相談員は、相談内容について秘密保持に十分に配慮すること。

3 土日・夜間電話相談事業

(1)事業内容

母子家庭等は、平日や日中などに就業や子育てを抱えているうえ、相談

(削除)

3 児童訪問援助事業

(1)～(3) (略)

4 ひとり親家庭情報交換事業

(1)～(3) (略)

第4 関係機関との連携等

都道府県及び市町村は、この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、ひとり親家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子福祉団体、母子生活支援施設等の関係機関との連携を密にするものとする。

第5 国の補助

(略)

相手を選ぶのに困難な面があることから、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施する。

(2)対象者

母子家庭等を対象者とする。

(3)実施方法等

ア 相談内容は以下の内容とする。

(ア)生活一般に関する相談

(イ)児童のしつけ、育児等に関する相談

(ロ)養育費に関する相談

イ 電話相談員には、母子家庭等の相談に対して適切な助言・指導をすることができる者を選定すること。

ウ 母子福祉センター等を利用し、平日夜間及び休日に母子家庭等からの相談に対して電話相談に応ずること。

エ 相談者の利便のために、留守番電話装置月の専用電話を設置することが望ましいこと。

オ 相談内容等については、母子家庭等の悩み事等について行うが、より専門的な相談等については、適切な相談機関を斡旋し、円滑な相談指導を行うこと。

カ 電話相談員は、相談日誌等を設け、相談内容の要点を記録し、効果的な実施に努めること。

キ 相談内容については、秘密保持に十分に配慮すること。

4 児童訪問援助事業

(1)～(3) (略)

5 ひとり親家庭情報交換事業

(1)～(3) (略)

第4 関係機関との連携等

都道府県及び市町村は、この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、母子家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子福祉団体、母子生活支援施設等の関係機関との連携を密にするものとする。

第5 国の補助

(略)

「母子家庭等対策総合支援事業費事業費の国庫補助について」一部改正新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、次の事業とする。</p> <p>27 (1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 平成15年6月18日雇児発第0618003号「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 平成15年6月18日雇児発第0618005号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 平成15年6月30日雇児発第0630009号「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業</p> <p>(5) 平成19年4月17日雇児発第0417003号「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の2に定める次の事業とする。</p> <p>(1) 都道府県、指定都市、中核市、市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業</p> <p>(5) 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 (略)</p>

(交付額の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 (略)

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) (略)

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第3による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 (略)

30

(補助金の概算払)

10 (略)

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業

市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月末日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

5 (略)

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) (略)

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第3による申請書を毎年度9月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 (略)

(補助金の概算払)

9 (略)

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業

市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(5の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月末日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 (略)

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(補助金の返還)

11 (略)

(その他)

12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p><u>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額</u></p> <p>ア 週5日以下の実施の場合 6,705,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 8,006,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 9,306,000円</p> <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>1センター当たり 8,541,000円</p> <p>(3) 就業情報提供事業</p> <p>1センター当たり 2,575,000円</p> <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <p>1センター当たり 2,000,000円</p> <p>(5) 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p><u>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額</u></p> <p>ア 週5日実施の開所の場合 3,497,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 3,911,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 4,324,000円</p> <p>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業</p> <p>1ブロック当たり 1,082,000円</p>	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>2 一般市等就業・自立支援事業</p> <p>1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円</p>	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

旧

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p><u>1センター当たり 6,736,000円</u></p> <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>1センター当たり 8,541,000円</p> <p>(3) 就業情報提供事業</p> <p>1センター当たり 2,575,000円</p> <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <p>1センター当たり 2,000,000円</p> <p>(5) 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p>1センター当たり 3,359,000円</p> <p>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業</p> <p>1ブロック当たり 1,084,000円</p>	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>2 一般市等就業・自立支援事業</p> <p>1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円</p>	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

新

旧

母子家庭等日常生活支援事業

次により算出した額の合計額

1 事務費分

1か所当たり 1,204,000円

2 派遣手当分

(1)子育て支援

ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)

なお、講習会会場、その他適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。

(ア)児童1人の場合

740円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

740円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

740円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

740円×延活動単位数×2.5

(オ)児童5人の場合

740円×延活動単位数×3

イ 講習会会場等

1,110円×延活動単位数

ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)

なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。

(ア)児童1人の場合

920円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

920円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

920円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

920円×延活動単位数×2.5

母子家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料

1/2

市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合

2/3

母子家庭等日常生活支援事業

次により算出した額の合計額

1 事務費分

1か所当たり 1,204,000円

2 派遣手当分

(1)子育て支援

ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)

なお、講習会会場、その他適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。

(ア)児童1人の場合

740円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

740円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

740円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

740円×延活動単位数×2.5

(オ)児童5人の場合

740円×延活動単位数×3

イ 講習会会場等

1,110円×延活動単位数

ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)

なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。

(ア)児童1人の場合

920円×延活動単位数

(イ)児童2人の場合

920円×延活動単位数×1.5

(ウ)児童3人の場合

920円×延活動単位数×2

(エ)児童4人の場合

920円×延活動単位数×2.5

母子家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料

1/2

市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合

2/3

(オ)児童5人の場合
 920円×延活動単位数×3
 エ 宿泊分
 3,680円×延児童数
 オ 移動時間
 移動時間については、訪問先から次の派遣先
 に移動する場合について、次のように活動単
 位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。

1,530円×延活動単位数
 (ア)30分未満は、0単位
 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位
 (ウ)1時間以上は1単位

(2)生活援助

ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)
 1,530円×延活動単位数
 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)
 1,910円×延活動単位数
 ウ 移動時間
 移動時間については、訪問先から次の派遣先
 に移動する場合について、次のように活動単
 位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。

1,530円×延活動単位数
 (ア)30分未満は、0単位
 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位
 (ウ)1時間以上は1単位

(オ)児童5人の場合
 920円×延活動単位数×3
 エ 宿泊分
 3,680円×延児童数
 オ 移動時間
 移動時間については、訪問先から次の派遣先
 に移動する場合について、次のように活動単
 位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。

1,530円×延活動単位数
 (ア)30分未満は、0単位
 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位
 (ウ)1時間以上は1単位

(2)生活援助

ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)
 1,530円×延活動単位数
 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)
 1,910円×延活動単位数
 ウ 移動時間
 移動時間については、訪問先から次の派遣先
 に移動する場合について、次のように活動単
 位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。

1,530円×延活動単位数
 (ア)30分未満は、0単位
 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位
 (ウ)1時間以上は1単位

新

旧

ひとり親家庭生活支援事業

次により算出した額の合計額

1 ひとり親家庭相談支援事業
4,632,000円

2 生活支援講習会事業
162,000円×講座開催回数

3 児童訪問援助事業
(1) 1回の訪問が1日場合
7,660円×訪問延回数
(2) 1回の訪問が半日の場合
4,910円×訪問延回数

4 ひとり親家庭情報交換事業
1か所当たり 213,000円

ひとり親家庭生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料

1/2

市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合
2/3

母子家庭自立支援給付金事業

次により算出した額の合計額

1 自立支援教育訓練給付金事業
教育訓練経費の20%相当額
(4,001円以上100,000円以下)

母子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費

3/4

ひとり親家庭生活支援事業

次により算出した額の合計額

1 生活支援講習会
198,000円×講座開催回数

2 健康支援事業
1か所当たり 934,000円

3 土日・夜間電話相談事業
1か所当たり 2,612,000円

4 児童訪問援助事業
(1) 1回の訪問が1日場合
7,660円×訪問延回数
(2) 1回の訪問が半日の場合
4,910円×訪問延回数

5 ひとり親家庭情報交換事業
1か所当たり 213,000円

ひとり親家庭生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料

1/2

市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合
2/3

母子家庭自立支援給付金事業

次により算出した額の合計額

1 自立支援教育訓練給付金事業
教育訓練経費の20%相当額
(4,001円以上100,000円以下)
なお、教育訓練開始日が平成19年9月以前の場合
教育訓練経費の40%相当額
(8,001円以上200,000円以下)

母子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費

3/4

新

旧

2 高等技能訓練促進費等事業

(1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)

ア 平成19年度以前に修業を開始した者

141,000円×支給延月数

イ 平成20年度以後に修業を開始した者

(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者

141,000円×支給延月数

(イ) 市町村民税課税世帯に属する者

70,500円×支給延月数

(2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)

ア 市町村民税非課税世帯に属する者

50,000円×支給件数

イ ア以外の者

25,000円×支給件数

母子自立支援プログラム策定等事業

次により算出した額の合計額

1 母子自立支援プログラム策定事業

1プログラム当たり 20,000円

2 就職準備支援コース事業

1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)

母子自立支援プログラム策定等事業に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費

10/10

2 高等技能訓練促進費等事業

(1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)

ア 平成21年5月以前の月分に係る支給

(ア) 平成19年度以前に修業を開始した者

103,000円×支給延月数

(イ) 平成20年度以後に修業を開始した者

a 市町村民税非課税世帯に属する者

103,000円×支給延月数

b 市町村民税課税世帯に属する者

51,500円×支給延月数

イ 平成21年6月以後の月分に係る支給

(ア) 平成19年度以前に修業を開始した者

141,000円×支給延月数

(イ) 平成20年度以後に修業を開始した者

a 市町村民税非課税世帯に属する者

141,000円×支給延月数

b 市町村民税課税世帯に属する者

70,500円×支給延月数

(2) 入学支援修了一時金(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)

ア 市町村民税非課税世帯に属する者

50,000円×支給件数

イ ア以外の者

25,000円×支給件数

母子自立支援プログラム策定等事業

次により算出した額の合計額

1 母子自立支援プログラム策定事業

1プログラム当たり 20,000円

2 就職準備支援コース事業

1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)

母子自立支援プログラム策定等事業に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費

10/10